



KAWASAKI CITY

お知らせ

平成17年8月26日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業」に係る事後調査報告書(工事中)の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業
指定開発行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) ・高層建築物の新設(第1種行為) ・住宅団地の新設(第2種行為) ・商業施設の新設(第1種行為) ・大規模建築物の新設(第1種行為)
指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都港区芝公園一丁目8番4号 東芝不動産株式会社 代表取締役 谷川 和生 ・東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 三井不動産株式会社 代表取締役社長 岩沙 弘道
事後調査の業務受託者	東京都千代田区霞が関三丁目8番1号 鹿島建設株式会社 開発事業本部 常務執行役員 本部長 山口 皓章
指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区堀川町72番1 他 区域面積: 89,133 m ²
指定開発行為の目的及び内容	目的: 共同住宅(地下1階、地上34階)及び商業施設の建設(地下1階、地上6階) 計画戸数: 681戸、計画人口: 2,076人、最高高さ: 124m 建築面積: 51,535 m ² 、延床面積: 254,955 m ²
環境影響評価の手続経過	平成15年 9月24日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年 1月 8日 条例見解書公告 平成16年 6月24日 審査書公告 平成16年 7月15日 条例環境影響評価書公告
施行期間	着手: 平成16年10月、完了予定: 平成19年6月
事後調査報告書の縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
縦覧期間及び時間	期間: 平成17年8月26日(金)から 平成17年9月26日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間: 午前8時30分から午後5時まで
意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。提出期限: 平成17年9月26日(月) (郵送の場合は、9月26日消印有効) 意見書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 (電話 200-2156) http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm